

Weekly Report

第686号
令和5年2月20日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

中小も月60時間超の残業は割増率50%に

本年4月から、中小企業についても月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%(現行25%)以上に上げられます。就業規則の変更などが必要となる場合は早めに対応しましょう。

◆中小企業への猶予措置は本年3月で廃止

労働基準法により、法定労働時間(1週40時間、1日8時間)を超える時間外労働には25%以上の割増賃金を支払う必要があります。また、改正により平成22年4月から月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%以上に上げられましたが、中小企業への適用が猶予されていました。

この適用猶予措置が本年3月で廃止となり、4月以降は中小企業も月60時間超の時間外労働の割増賃金率が50%以上となります。

なお、労使協定を締結することで、月60時間超の時間外労働を行った労働者に対して、引上げ分の割増賃金の代わりに有給の休暇(代替休暇)を付与する制度を設けることもできます。

◆深夜労働と休日労働の取扱い

◎深夜労働との関係……深夜(22時~5時)に行った労働に対する割増賃金率は25%以上となっているため、月60時間を超える法定時間外労働を深夜に行かせた場合の割増賃金は75%以上(深夜割増25%以上+時間外割増50%以上)となります。

◎休日労働との関係……月60時間の時間外労働の算定に、法定休日(1週間に1日又は4週間に4日)に行った労働時間は含まれませんが、法定休日以外の休日(所定休日)に行った労働時間は含まれます。なお、法定休日労働に対しては35%以上の割増賃金率が適用されます。

提出した確定申告書に誤りがあった場合は

令和4年分の所得税の確定申告がはじまりました。

確定申告書を提出した後に申告内容の誤りに気が付いた場合は、申告期限内(3月15日)であれば最後に提出された申告書が取り扱われるため、訂正した申告書を再提出します。

申告期限後に誤りに気が付いた場合の手続については、納付する税額を実際より多く申告していた場合などは「更生の請求」を行うことで納め過ぎの税金が還付されます。また、税額を実際より少なく申告していた場合は「修正申告」を行い、正しい税額に訂正します。修正申告書を提出する日が納付期限となり、延滞税と併せて納付します。

本年4月から自賠責保険料を引下げ

すべての自動車(原付を含む)に加入が義務付けられている自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)は近年、衝突被害軽減ブレーキなどを搭載した自動車の普及などにより交通事故が減少していることから保険料の引下げが続いています。

本年4月以降に改定される保険料も引下げとなることが決定し、改定率は車種などで異なりますが、全体の平均で11.4%の引下げとなります。

なお、改定後の保険料は本年4月以降に保険期間が始まる契約について適用されます。